

団体等との協定に基づくあっせん・仲裁手続の特則に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、本会が苦情処理・相談等の業務を実施している公私の団体（以下「団体等」という。）と締結した福岡県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）の利用に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、当該団体等又はその団体等に所属する者（団体及び法人を含む。以下「所属団体等」という。）から紛争解決センターに対し、団体等又は所属団体等と取引関係にある者（以下「申立人」という。）との紛争についての利用申込みがあった案件（以下「利用案件」という。）について、福岡県弁護士会あっせん・仲裁手数料規則（以下「手数料規則」という。）及び福岡県弁護士会紛争解決センター手続規則（以下「手続規則」という。）の特則を定める。

(申立て)

第2条 申立人は、手続規則第16条の規定にかかわらず、団体等を通じて申立書を提出することができる。

(申立手数料)

第3条 手続規則第16条、手数料規則第2条第1項及び同規則第6条の規定にかかわらず、申立手数料及び消費税は団体等が納付する。ただし、申立人が自ら申立手数料を負担する意思表示をした場合は、この限りでない。

(期日)

第4条 紛争解決センターは、所属団体等を相手方とする利用案件について、あっせん・仲裁人の意見に基づき、団体等に対し、所属団体等をあっせん・仲裁期日に出頭させるよう求めることができる。

2 紛争解決センターは、所属団体等を相手方とする利用案件について、あっせん・仲裁人の意見に基づき、団体等に対し、あっせん・仲裁に必要な資料等を提出するよう求めることができる。この場合、団体等は、当該資料等の対象者のプライバシー

一の保護に配慮しなければならない。

(利用申込み取消後の手続)

第5条 紛争解決センターがあっせん・仲裁申立てを受理した後、団体等が、協定に定める利用申込みの取消事由に基づいて、紛争解決センターの利用申込みを取り消した場合であっても、当該あっせん・仲裁手続は当然には終了しない。ただし、申立人が、あっせん手続にあつては手続規則第40条の規定に基づき、仲裁手続にあつては同規則第52条の規定に基づき申立てを取り下げたときはこの限りでない。

(利用申込み取消の場合の手数料)

第6条 第3条本文の規定に基づいて申立手数料を団体等が納付した場合であつて、かつ、前条の利用申込みの取消しが第1回あっせん・仲裁期日までになされた場合において、申立人が申立てを取り下げたとき又は相手方があっせん・仲裁手続に応じなかったときは、紛争解決センターは、当該団体等に対し、納付した手数料の2分の1に相当する額を返還する。

2 第3条ただし書きの規定に基づいて申立手数料を申立人が納付した場合であつて、かつ、前条の利用申込みの取消しが第1回あっせん・仲裁期日までになされた場合において、申立人が申立てを取り下げたとき又は相手方があっせん・仲裁手続に応じなかったときは、紛争解決センターは、当該申立人に対し、納付した手数料の2分の1に相当する額を返還する。

3 前条の利用申込みの取消しにもかかわらず、あっせん・仲裁手続が続行され、かつ、第1項の規定により団体等に対し手数料が返還されたときは、紛争解決センターは、申立人に対し、期限を定めて、団体等に返還した額に相当する額を納付するよう求めることができる。申立人が、定められた期限までに手数料を納付しないときは、あっせん・仲裁人は、あっせん手続については手続規則第42条第1項第4号の規定に基づく終了宣言により、仲裁手続については同規則第53条第2項第3号の規定に基づく申立ての却下により、手続を終了させることができる。

(団体等に対する通知)

第7条 紛争解決センターは、あっせん・仲裁の申立てを受理した後、団体等に対して、受理日、当事者名、事件番号、あっせん・仲裁人の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）その他紛争解決センターと団体等との間の協定で定める事項を通知する。

2 紛争解決センターは、利用案件の手続が終了したときは、団体等に対し、終了日、当事者名、事件番号、あっせん・仲裁人の氏名、終了事由その他紛争解決センターと団体等との間の協定で定める事項を通知する。

附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。

2 この規則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。

（日弁連承認日 平成22年8月19日）

（法務大臣認証日 平成23年3月29日）

附 則

第7条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成22年12月1日から施行する。

（日弁連承認日 平成22年8月19日）